

障がいのある子どものために



～通所などのサービス～



障害児通所サービス…相談支援係・サービス支援係

療育指導が必要な子どもが、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、通所などにより療育訓練や社会との交流その他必要な支援を行います。

給付の名称	対象	内容
児童発達支援	療育指導が必要な児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術支援、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	医療的管理下において、療育指導が必要な児	
居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難で、療育指導が必要な児	療育指導が必要な児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の支援を行う。
放課後等デイサービス	療育指導が必要な就学している児	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所等に通う、療育指導が必要な児	集団生活への適応のため、保育園等を訪問して直接支援や技術的助言を行う。

障害福祉サービス…相談支援係・サービス支援係

障がい児の状況や障がいの程度に応じ、生活上必要な介護等を行います(主な項目のみ表記)。

給付の名称	対象	内容
短期入所	集団療育が必要な児	介護者が疾病等の場合、短期入所する。(宿泊を伴うものに限る)
行動援護	知的・精神的障がいがある児で行動関連項目10点以上	知的または精神の障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な児に、行動や外出時の移動の支援を行う。

※施設入所をご希望の方は、相談支援係へご連絡ください。

移動支援事業・日中一時支援事業…サービス支援係

移動が困難な療育指導が必要な児等に対する外出支援や保護者等の介護負担軽減のため、日中の一時預かりを行います。

補装具の支給…医療支援係

基準に応じた補装具の購入や修理を支援します。その費用のうち、利用者負担は原則1割ですが、一定の上限を設けています。ただし、所得制限があります。

相談支援事業…相談支援係

療育指導が必要な児等からの相談に応じ、必要な情報等便宜の供与、支援を行います。

<甲府市障害者基幹相談支援センター りんく> 所在地:甲府市東光寺1-10-25 TEL:055-221-1233 FAX:055-222-0019

問合せ 障がい福祉課 医療支援係 055-237-5642 / 相談支援係(専門職) 055-237-5339 / サービス支援係 055-237-5654

* ～障がいがある子どものための相談機関(療育のこと・子育てのこと・その他)～ *

甲府市障がい福祉課

障害福祉サービスの相談や申請、関係機関と連携して、子育てをサポートします。助成制度の窓口です。

医療的ケア児等コーディネーターがいます。

酸素吸入や吸引など、在宅で医療を受けながら生活する児童の子育て・生活・サービスなどの利用支援を行います。



問合せ 甲府市障がい福祉課 甲府市丸の内1-18-1 055-237-5339

甲府市基幹相談支援センターりんく

お子さんやご家族の総合相談窓口です。関係機関と連携して、ご家族をサポートします。障害福祉サービスのご相談をお受けします。



問合せ 甲府市基幹相談支援センターりんく 甲府市東光寺1-10-25 055-221-1233(代)

児童発達支援センター

障がい児とその家族への相談・支援を行います。幼児期の療育について、施設への援助・助言も合わせて行います。

<福祉型>

つつじが崎学園 岩窪町614 055-251-7678
かしのみ学園 下飯田2丁目5-12 055-237-5100

<医療型>

あけぼの医療福祉センター 韮崎市旭町上條南割3251-1 0551-22-6111

食べ方相談

食べ物を取り込む・噛む・飲み込むことがうまくできないお子様と家族に対して、専門の歯科医師が相談支援等を行っています。

相談日は、毎週木曜日 午前中(予約制)です。
まずは、お電話でお問い合わせください(月～金 9:00～17:00)。

問合せ (一社)山梨県歯科医師会 山梨口腔保健センター 055-252-6481(代)

障がいのある子どものために

15

遺伝等母子保健専門相談

生まれつきの病気への不安や将来の子どもの発達面への心配、結婚・出産などに対しての疾患の影響等専門の医師が相談に応じます。

問合せ 母子保健課 055-237-8950

山梨県立こころの発達総合支援センター

心の問題を抱えた子どもや自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、LD(学習障害)、AD/HD(注意欠陥多動性障害)などの発達障がいをもつ方とその家族に対して、専門の相談員が相談支援を行うとともに、必要に応じて医師が診療を行います。診療・相談ともに予約制になっています。まずは、お電話でお問い合わせください。

予約受付:月～金 9:00～17:00

問合せ 甲府市住吉2-1-17 山梨県子どもこころサポートプラザ内 055-288-1695 ※新規専用ダイヤル(はじめての方用)055-288-1795



～手帳の申請～



各種サービスを利用するために必要な手帳です

身体障害者手帳

・対象 視覚、聴覚・平衡、音声・言語、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能等に永続すると認められる障がいのある方

療育手帳

・対象 児童相談所において知的障がいと判定された方

精神障害者保健福祉手帳

・対象 精神障がいのために長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められた方

問合せ 障がい福祉課 相談支援係 055-237-5240



～手当や医療費など～



甲府市心身障害児童福祉手当・・・医療支援係

・対象 20歳未満の心身障がい児(身体障害者手帳が1級から6級の児童、療育手帳がA・Bの児童)を養育している保護者(所得制限なし)。

障害児福祉手当・・・医療支援係

在宅の20歳未満で身体障害者手帳1級または2級の一部の方、療育手帳Aの一部の方、またはそれらと同程度の精神障がいのある方に手当を支給します(所得制限あり)。

特別児童扶養手当・・・医療支援係

20歳未満の心身障がい児を養育している保護者に手当を支給します(所得制限あり)。

・対象 身体障害者手帳1級～3級、下肢障がい等の場合は4級の一部の方。
療育手帳A～B程度の知的障がい又は同程度の精神障がいがある方

自立支援医療(育成医療)・・・医療支援係

18歳未満の児童で、身体上の障がいを有する児童、または、現存する疾患を放置すると将来一定の障がいを残すと認められている児童に対し、治療により確実な治療効果が期待できる場合に、指定された医療機関で受ける医療のうち、その医療費の一部を助成します。所得に応じて自己負担上限が設定され、対象外となる場合があります。お子さんの治療が開始される前の申請(事前申請)が原則です。

問合せ 障がい福祉課 医療支援係 055-237-5642 / 相談支援係 055-237-5240

小児慢性特定疾病の医療費助成制度

長期間の医療が必要な慢性疾病のうち、国が定める慢性疾病について指定医療機関で受けた医療費について、その一部を助成します(所得に応じた自己負担があります)。

問合せ 母子保健課 055-237-8950